勘定体系・新分野専門委員会の課題

勘定体系・新分野専門委員会の所掌事務

当専門委員会は、平成19年11月26日の国民経済計算部会で設置が了承され、その 所掌事務は、以下のとおりとされている。

- 国民経済計算整備の基本方針・総括的検討
- 勘定体系の設計
- 時系列統計の整備
- 国民経済計算体系の国際動向の調査
- 推計基礎資料の検討
- 所得分配勘定・分布統計の整備(県民経済計算を含む)

当面の優先課題

当専門委員会の所掌事務は多岐にわたっているが、当面、以下の課題について優先的に 検討していくこととしたい。

(1) 国民経済計算の作成基準の設定に関する審議

統計法第6条において、

- ・ 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、 国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。
- ・ 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の 意見を聴かなければならない。

と規定されており、統計法の全面施行(平成21年4月目途)までに、作成基準を設定する必要がある。

(2) 推計基礎資料の検討(基礎統計への要望事項等)

統計委員会・基本計画部会において、公的統計の整備に関する基本計画を、統計法の 全面施行時までの閣議決定を目指して検討しているところ。

国民経済計算の立場から見て、どのような基礎統計の整備・改善が必要か検討し、基本計画に盛り込んでいく必要がある。

(3) 93SNA改定に関する審議

国民経済計算体系に関する現在の国際的な基準は、1993年に国際連合の統計委員会で 採択されたもの(一般に「93SNA」と呼称されている)であるが、改定が進められ ており、2月末の国際連合統計委員会で前半の改定案を採択する見込み(後半は来年)。

これについては、基礎統計のレベルから対応が可能かを検討する必要があり、直ちにわが国の国民経済計算に導入するものではないが、当面は、勘定体系・新分野委員会において関係資料の翻訳等の事務的作業を進め、必要に応じて、他の専門委員会でも議論いただくこととしたい。